

首都圏中央連絡自動車道 幸手IC～境古河IC間舗装工事

訂正箇所	正誤区分																																	
特記仕様書 18-2 建設副産物の 活用等 (1) 頁 22	<p>18-2 建設副産物の活用等</p> <p>(1) 共通仕様書1-28「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th><th>発生場所</th><th>数量</th><th>活用方法等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生土</td><td>捨土掘削箇所</td><td>約750m<sup>3</sup></td><td>盛土部への転用 他工事への転用</td></tr> <tr> <td>コンクリート塊（無筋）</td><td>コンクリート構造物取壊し箇所 (セメント安定処理路盤工含む) 用排水溝撤去箇所、集水ます撤去箇所</td><td>約443m<sup>3</sup></td><td rowspan="2">再資源化施設</td></tr> <tr> <td>コンクリート塊（有筋）</td><td>防護柵基礎撤去箇所</td><td>約20m<sup>3</sup></td></tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td><td>アスファルト舗装版取壊し箇所 路面切削箇所</td><td>約7,200m<sup>3</sup></td><td></td></tr> <tr> <td>廃プラスチック</td><td>防草シート撤去箇所</td><td>約4m<sup>3</sup></td><td rowspan="2">再資源化施設</td></tr> <tr> <td>建設汚泥</td><td>路面標示消去箇所</td><td>—</td></tr> <tr> <td>建設混合廃棄物 (アスファルト・コンクリート塊+床版防水)</td><td>路面切削箇所（橋梁部）</td><td>約270m<sup>3</sup></td><td>最終処分場</td></tr> </tbody> </table>				建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等	建設発生土	捨土掘削箇所	約750m <sup>3</sup>	盛土部への転用 他工事への転用	コンクリート塊（無筋）	コンクリート構造物取壊し箇所 (セメント安定処理路盤工含む) 用排水溝撤去箇所、集水ます撤去箇所	約443m <sup>3</sup>	再資源化施設	コンクリート塊（有筋）	防護柵基礎撤去箇所	約20m <sup>3</sup>	アスファルト・コンクリート塊	アスファルト舗装版取壊し箇所 路面切削箇所	約7,200m <sup>3</sup>		廃プラスチック	防草シート撤去箇所	約4m <sup>3</sup>	再資源化施設	建設汚泥	路面標示消去箇所	—	建設混合廃棄物 (アスファルト・コンクリート塊+床版防水)	路面切削箇所（橋梁部）	約270m <sup>3</sup>	最終処分場
建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等																															
建設発生土	捨土掘削箇所	約750m <sup>3</sup>	盛土部への転用 他工事への転用																															
コンクリート塊（無筋）	コンクリート構造物取壊し箇所 (セメント安定処理路盤工含む) 用排水溝撤去箇所、集水ます撤去箇所	約443m <sup>3</sup>	再資源化施設																															
コンクリート塊（有筋）	防護柵基礎撤去箇所	約20m <sup>3</sup>																																
アスファルト・コンクリート塊	アスファルト舗装版取壊し箇所 路面切削箇所	約7,200m <sup>3</sup>																																
廃プラスチック	防草シート撤去箇所	約4m <sup>3</sup>	再資源化施設																															
建設汚泥	路面標示消去箇所	—																																
建設混合廃棄物 (アスファルト・コンクリート塊+床版防水)	路面切削箇所（橋梁部）	約270m <sup>3</sup>	最終処分場																															
誤	<p>18-2 建設副産物の活用等</p> <p>(1) 共通仕様書1-28「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th><th>発生場所</th><th>数量</th><th>活用方法等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生土</td><td>捨土掘削箇所</td><td>約750m<sup>3</sup></td><td>盛土部への転用 他工事への転用</td></tr> <tr> <td>コンクリート塊（無筋）</td><td>コンクリート構造物取壊し箇所 (セメント安定処理路盤工含む) 用排水溝撤去箇所、集水ます撤去箇所</td><td>約443m<sup>3</sup></td><td rowspan="2">再資源化施設</td></tr> <tr> <td>コンクリート塊（有筋）</td><td>防護柵基礎撤去箇所</td><td>約20m<sup>3</sup></td></tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td><td>アスファルト舗装版取壊し箇所 路面切削箇所</td><td>約9,600m<sup>3</sup></td><td></td></tr> <tr> <td>廃プラスチック</td><td>防草シート撤去箇所</td><td>約4m<sup>3</sup></td><td rowspan="2">再資源化施設</td></tr> <tr> <td>建設汚泥</td><td>路面標示消去箇所</td><td>—</td></tr> <tr> <td>建設混合廃棄物 (アスファルト・コンクリート塊+床版防水)</td><td>路面切削箇所（橋梁部）</td><td>約900m<sup>3</sup></td><td>最終処分場</td></tr> </tbody> </table>				建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等	建設発生土	捨土掘削箇所	約750m <sup>3</sup>	盛土部への転用 他工事への転用	コンクリート塊（無筋）	コンクリート構造物取壊し箇所 (セメント安定処理路盤工含む) 用排水溝撤去箇所、集水ます撤去箇所	約443m <sup>3</sup>	再資源化施設	コンクリート塊（有筋）	防護柵基礎撤去箇所	約20m <sup>3</sup>	アスファルト・コンクリート塊	アスファルト舗装版取壊し箇所 路面切削箇所	約9,600m <sup>3</sup>		廃プラスチック	防草シート撤去箇所	約4m <sup>3</sup>	再資源化施設	建設汚泥	路面標示消去箇所	—	建設混合廃棄物 (アスファルト・コンクリート塊+床版防水)	路面切削箇所（橋梁部）	約900m <sup>3</sup>	最終処分場
建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等																															
建設発生土	捨土掘削箇所	約750m <sup>3</sup>	盛土部への転用 他工事への転用																															
コンクリート塊（無筋）	コンクリート構造物取壊し箇所 (セメント安定処理路盤工含む) 用排水溝撤去箇所、集水ます撤去箇所	約443m <sup>3</sup>	再資源化施設																															
コンクリート塊（有筋）	防護柵基礎撤去箇所	約20m <sup>3</sup>																																
アスファルト・コンクリート塊	アスファルト舗装版取壊し箇所 路面切削箇所	約9,600m <sup>3</sup>																																
廃プラスチック	防草シート撤去箇所	約4m <sup>3</sup>	再資源化施設																															
建設汚泥	路面標示消去箇所	—																																
建設混合廃棄物 (アスファルト・コンクリート塊+床版防水)	路面切削箇所（橋梁部）	約900m <sup>3</sup>	最終処分場																															
<p>18-2 建設副産物の活用等</p> <p>(1) 共通仕様書1-28「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th><th>発生場所</th><th>数量</th><th>活用方法等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生土</td><td>捨土掘削箇所</td><td>約750m<sup>3</sup></td><td>盛土部への転用 他工事への転用</td></tr> <tr> <td>コンクリート塊（無筋）</td><td>コンクリート構造物取壊し箇所 (セメント安定処理路盤工含む) 用排水溝撤去箇所、集水ます撤去箇所</td><td>約443m<sup>3</sup></td><td rowspan="2">再資源化施設</td></tr> <tr> <td>コンクリート塊（有筋）</td><td>防護柵基礎撤去箇所</td><td>約20m<sup>3</sup></td></tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td><td>アスファルト舗装版取壊し箇所 路面切削箇所</td><td>約9,600m<sup>3</sup></td><td></td></tr> <tr> <td>廃プラスチック</td><td>防草シート撤去箇所</td><td>約4m<sup>3</sup></td><td rowspan="2">再資源化施設</td></tr> <tr> <td>建設汚泥</td><td>路面標示消去箇所</td><td>—</td></tr> <tr> <td>建設混合廃棄物 (アスファルト・コンクリート塊+床版防水)</td><td>路面切削箇所（橋梁部）</td><td>約900m<sup>3</sup></td><td>最終処分場</td></tr> </tbody> </table>				建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等	建設発生土	捨土掘削箇所	約750m <sup>3</sup>	盛土部への転用 他工事への転用	コンクリート塊（無筋）	コンクリート構造物取壊し箇所 (セメント安定処理路盤工含む) 用排水溝撤去箇所、集水ます撤去箇所	約443m <sup>3</sup>	再資源化施設	コンクリート塊（有筋）	防護柵基礎撤去箇所	約20m <sup>3</sup>	アスファルト・コンクリート塊	アスファルト舗装版取壊し箇所 路面切削箇所	約9,600m <sup>3</sup>		廃プラスチック	防草シート撤去箇所	約4m <sup>3</sup>	再資源化施設	建設汚泥	路面標示消去箇所	—	建設混合廃棄物 (アスファルト・コンクリート塊+床版防水)	路面切削箇所（橋梁部）	約900m <sup>3</sup>	最終処分場	
建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等																															
建設発生土	捨土掘削箇所	約750m <sup>3</sup>	盛土部への転用 他工事への転用																															
コンクリート塊（無筋）	コンクリート構造物取壊し箇所 (セメント安定処理路盤工含む) 用排水溝撤去箇所、集水ます撤去箇所	約443m <sup>3</sup>	再資源化施設																															
コンクリート塊（有筋）	防護柵基礎撤去箇所	約20m <sup>3</sup>																																
アスファルト・コンクリート塊	アスファルト舗装版取壊し箇所 路面切削箇所	約9,600m <sup>3</sup>																																
廃プラスチック	防草シート撤去箇所	約4m <sup>3</sup>	再資源化施設																															
建設汚泥	路面標示消去箇所	—																																
建設混合廃棄物 (アスファルト・コンクリート塊+床版防水)	路面切削箇所（橋梁部）	約900m <sup>3</sup>	最終処分場																															
<p>18-2 建設副産物の活用等</p> <p>(1) 共通仕様書1-28「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th><th>発生場所</th><th>数量</th><th>活用方法等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生土</td><td>捨土掘削箇所</td><td>約750m<sup>3</sup></td><td>盛土部への転用 他工事への転用</td></tr> <tr> <td>コンクリート塊（無筋）</td><td>コンクリート構造物取壊し箇所 (セメント安定処理路盤工含む) 用排水溝撤去箇所、集水ます撤去箇所</td><td>約443m<sup>3</sup></td><td rowspan="2">再資源化施設</td></tr> <tr> <td>コンクリート塊（有筋）</td><td>防護柵基礎撤去箇所</td><td>約20m<sup>3</sup></td></tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td><td>アスファルト舗装版取壊し箇所 路面切削箇所</td><td>約9,600m<sup>3</sup></td><td></td></tr> <tr> <td>廃プラスチック</td><td>防草シート撤去箇所</td><td>約4m<sup>3</sup></td><td rowspan="2">再資源化施設</td></tr> <tr> <td>建設汚泥</td><td>路面標示消去箇所</td><td>—</td></tr> <tr> <td>建設混合廃棄物 (アスファルト・コンクリート塊+床版防水)</td><td>路面切削箇所（橋梁部）</td><td>約900m<sup>3</sup></td><td>最終処分場</td></tr> </tbody> </table>				建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等	建設発生土	捨土掘削箇所	約750m <sup>3</sup>	盛土部への転用 他工事への転用	コンクリート塊（無筋）	コンクリート構造物取壊し箇所 (セメント安定処理路盤工含む) 用排水溝撤去箇所、集水ます撤去箇所	約443m <sup>3</sup>	再資源化施設	コンクリート塊（有筋）	防護柵基礎撤去箇所	約20m <sup>3</sup>	アスファルト・コンクリート塊	アスファルト舗装版取壊し箇所 路面切削箇所	約9,600m <sup>3</sup>		廃プラスチック	防草シート撤去箇所	約4m <sup>3</sup>	再資源化施設	建設汚泥	路面標示消去箇所	—	建設混合廃棄物 (アスファルト・コンクリート塊+床版防水)	路面切削箇所（橋梁部）	約900m <sup>3</sup>	最終処分場	
建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等																															
建設発生土	捨土掘削箇所	約750m <sup>3</sup>	盛土部への転用 他工事への転用																															
コンクリート塊（無筋）	コンクリート構造物取壊し箇所 (セメント安定処理路盤工含む) 用排水溝撤去箇所、集水ます撤去箇所	約443m <sup>3</sup>	再資源化施設																															
コンクリート塊（有筋）	防護柵基礎撤去箇所	約20m <sup>3</sup>																																
アスファルト・コンクリート塊	アスファルト舗装版取壊し箇所 路面切削箇所	約9,600m <sup>3</sup>																																
廃プラスチック	防草シート撤去箇所	約4m <sup>3</sup>	再資源化施設																															
建設汚泥	路面標示消去箇所	—																																
建設混合廃棄物 (アスファルト・コンクリート塊+床版防水)	路面切削箇所（橋梁部）	約900m <sup>3</sup>	最終処分場																															
<p>18-2 建設副産物の活用等</p> <p>(1) 共通仕様書1-28「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th><th>発生場所</th><th>数量</th><th>活用方法等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生土</td><td>捨土掘削箇所</td><td>約750m<sup>3</sup></td><td>盛土部への転用 他工事への転用</td></tr> <tr> <td>コンクリート塊（無筋）</td><td>コンクリート構造物取壊し箇所 (セメント安定処理路盤工含む) 用排水溝撤去箇所、集水ます撤去箇所</td><td>約443m<sup>3</sup></td><td rowspan="2">再資源化施設</td></tr> <tr> <td>コンクリート塊（有筋）</td><td>防護柵基礎撤去箇所</td><td>約20m<sup>3</sup></td></tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td><td>アスファルト舗装版取壊し箇所 路面切削箇所</td><td>約9,600m<sup>3</sup></td><td></td></tr> <tr> <td>廃プラスチック</td><td>防草シート撤去箇所</td><td>約4m<sup>3</sup></td><td rowspan="2">再資源化施設</td></tr> <tr> <td>建設汚泥</td><td>路面標示消去箇所</td><td>—</td></tr> <tr> <td>建設混合廃棄物 (アスファルト・コンクリート塊+床版防水)</td><td>路面切削箇所（橋梁部）</td><td>約900m<sup>3</sup></td><td>最終処分場</td></tr> </tbody> </table>				建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等	建設発生土	捨土掘削箇所	約750m <sup>3</sup>	盛土部への転用 他工事への転用	コンクリート塊（無筋）	コンクリート構造物取壊し箇所 (セメント安定処理路盤工含む) 用排水溝撤去箇所、集水ます撤去箇所	約443m <sup>3</sup>	再資源化施設	コンクリート塊（有筋）	防護柵基礎撤去箇所	約20m <sup>3</sup>	アスファルト・コンクリート塊	アスファルト舗装版取壊し箇所 路面切削箇所	約9,600m <sup>3</sup>		廃プラスチック	防草シート撤去箇所	約4m <sup>3</sup>	再資源化施設	建設汚泥	路面標示消去箇所	—	建設混合廃棄物 (アスファルト・コンクリート塊+床版防水)	路面切削箇所（橋梁部）	約900m <sup>3</sup>	最終処分場	
建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等																															
建設発生土	捨土掘削箇所	約750m <sup>3</sup>	盛土部への転用 他工事への転用																															
コンクリート塊（無筋）	コンクリート構造物取壊し箇所 (セメント安定処理路盤工含む) 用排水溝撤去箇所、集水ます撤去箇所	約443m <sup>3</sup>	再資源化施設																															
コンクリート塊（有筋）	防護柵基礎撤去箇所	約20m <sup>3</sup>																																
アスファルト・コンクリート塊	アスファルト舗装版取壊し箇所 路面切削箇所	約9,600m <sup>3</sup>																																
廃プラスチック	防草シート撤去箇所	約4m <sup>3</sup>	再資源化施設																															
建設汚泥	路面標示消去箇所	—																																
建設混合廃棄物 (アスファルト・コンクリート塊+床版防水)	路面切削箇所（橋梁部）	約900m <sup>3</sup>	最終処分場																															
<p>18-2 建設副産物の活用等</p> <p>(1) 共通仕様書1-28「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th><th>発生場所</th><th>数量</th><th>活用方法等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生土</td><td>捨土掘削箇所</td><td>約750m<sup>3</sup></td><td>盛土部への転用 他工事への転用</td></tr> <tr> <td>コンクリート塊（無筋）</td><td>コンクリート構造物取壊し箇所 (セメント安定処理路盤工含む) 用排水溝撤去箇所、集水ます撤去箇所</td><td>約443m<sup>3</sup></td><td rowspan="2">再資源化施設</td></tr> <tr> <td>コンクリート塊（有筋）</td><td>防護柵基礎撤去箇所</td><td>約20m<sup>3</sup></td></tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td><td>アスファルト舗装版取壊し箇所 路面切削箇所</td><td>約9,600m<sup>3</sup></td><td></td></tr> <tr> <td>廃プラスチック</td><td>防草シート撤去箇所</td><td>約4m<sup>3</sup></td><td rowspan="2">再資源化施設</td></tr> <tr> <td>建設汚泥</td><td>路面標示消去箇所</td><td>—</td></tr> <tr> <td>建設混合廃棄物 (アスファルト・コンクリート塊+床版防水)</td><td>路面切削箇所（橋梁部）</td><td>約900m<sup>3</sup></td><td>最終処分場</td></tr> </tbody> </table>				建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等	建設発生土	捨土掘削箇所	約750m <sup>3</sup>	盛土部への転用 他工事への転用	コンクリート塊（無筋）	コンクリート構造物取壊し箇所 (セメント安定処理路盤工含む) 用排水溝撤去箇所、集水ます撤去箇所	約443m <sup>3</sup>	再資源化施設	コンクリート塊（有筋）	防護柵基礎撤去箇所	約20m <sup>3</sup>	アスファルト・コンクリート塊	アスファルト舗装版取壊し箇所 路面切削箇所	約9,600m <sup>3</sup>		廃プラスチック	防草シート撤去箇所	約4m <sup>3</sup>	再資源化施設	建設汚泥	路面標示消去箇所	—	建設混合廃棄物 (アスファルト・コンクリート塊+床版防水)	路面切削箇所（橋梁部）	約900m <sup>3</sup>	最終処分場	
建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等																															
建設発生土	捨土掘削箇所	約750m <sup>3</sup>	盛土部への転用 他工事への転用																															
コンクリート塊（無筋）	コンクリート構造物取壊し箇所 (セメント安定処理路盤工含む) 用排水溝撤去箇所、集水ます撤去箇所	約443m <sup>3</sup>	再資源化施設																															
コンクリート塊（有筋）	防護柵基礎撤去箇所	約20m <sup>3</sup>																																
アスファルト・コンクリート塊	アスファルト舗装版取壊し箇所 路面切削箇所	約9,600m <sup>3</sup>																																
廃プラスチック	防草シート撤去箇所	約4m <sup>3</sup>	再資源化施設																															
建設汚泥	路面標示消去箇所	—																																
建設混合廃棄物 (アスファルト・コンクリート塊+床版防水)	路面切削箇所（橋梁部）	約900m <sup>3</sup>	最終処分場																															

首都圏中央連絡自動車道 幸手IC～境古河IC間舗装工事

訂正箇所	正誤区分															
特記仕様書 18-2 建設副産物の 活用等 (3)再資源化 (最終処分)を する施設の名 称及び所在地 頁 23	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定建設資材 廃棄物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所 在 地</th><th>受 入 条 件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>混合廃棄物 (アスファルト・コンクリート塊+床版防水)</td><td>㈱共栄サービス</td><td>千葉県野田市上三ヶ尾金剛寺268-2</td><td>受入時間8:00～17:00 夜間受入れ不可 定休日：日曜日・祝日</td></tr> <tr> <td>廃プラスチック (防草シート)</td><td>(有) 菊池商事</td><td>埼玉県さいたま市岩槻区加倉字斎藤新田7677-1外</td><td>受入時間8:00～17:00 夜間受入れ不可 定休日：日曜日・祝日</td></tr> </tbody> </table> <p>記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p> <p>(4) 建設汚泥の処理に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>18-3 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用 再生資材の使用及び建設副産物の活用等（建設汚泥の処理を除く）に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p>				特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	受 入 条 件	混合廃棄物 (アスファルト・コンクリート塊+床版防水)	㈱共栄サービス	千葉県野田市上三ヶ尾金剛寺268-2	受入時間8:00～17:00 夜間受入れ不可 定休日：日曜日・祝日	廃プラスチック (防草シート)	(有) 菊池商事	埼玉県さいたま市岩槻区加倉字斎藤新田7677-1外	受入時間8:00～17:00 夜間受入れ不可 定休日：日曜日・祝日
特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	受 入 条 件													
混合廃棄物 (アスファルト・コンクリート塊+床版防水)	㈱共栄サービス	千葉県野田市上三ヶ尾金剛寺268-2	受入時間8:00～17:00 夜間受入れ不可 定休日：日曜日・祝日													
廃プラスチック (防草シート)	(有) 菊池商事	埼玉県さいたま市岩槻区加倉字斎藤新田7677-1外	受入時間8:00～17:00 夜間受入れ不可 定休日：日曜日・祝日													
誤																
正	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定建設資材 廃棄物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所 在 地</th><th>受 入 条 件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>混合廃棄物 (アスファルト・コンクリート塊+床版防水)</td><td>P・S・Cリサイクル(株)</td><td>栃木県小山市大字犬塚54-10</td><td>受入時間8:00～17:00 夜間受入れ不可 定休日：日曜日・祝日・第2土曜日</td></tr> <tr> <td>廃プラスチック (防草シート)</td><td>P・S・Cリサイクル(株)</td><td>栃木県小山市大字犬塚54-10</td><td>受入時間8:00～17:00 夜間受入れ不可 定休日：日曜日・祝日・第2土曜日</td></tr> </tbody> </table> <p>記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p> <p>(4) 建設汚泥の処理に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>18-3 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用 再生資材の使用及び建設副産物の活用等（建設汚泥の処理を除く）に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p>				特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	受 入 条 件	混合廃棄物 (アスファルト・コンクリート塊+床版防水)	P・S・Cリサイクル(株)	栃木県小山市大字犬塚54-10	受入時間8:00～17:00 夜間受入れ不可 定休日：日曜日・祝日・第2土曜日	廃プラスチック (防草シート)	P・S・Cリサイクル(株)	栃木県小山市大字犬塚54-10	受入時間8:00～17:00 夜間受入れ不可 定休日：日曜日・祝日・第2土曜日
特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	受 入 条 件													
混合廃棄物 (アスファルト・コンクリート塊+床版防水)	P・S・Cリサイクル(株)	栃木県小山市大字犬塚54-10	受入時間8:00～17:00 夜間受入れ不可 定休日：日曜日・祝日・第2土曜日													
廃プラスチック (防草シート)	P・S・Cリサイクル(株)	栃木県小山市大字犬塚54-10	受入時間8:00～17:00 夜間受入れ不可 定休日：日曜日・祝日・第2土曜日													